

1、茨木市における障害者差別禁止条例等の制定について

①茨木市における「障害者差別禁止条例」の制定の必要性についての考え方

【設問1-① : 回答 1】

①国連で多くの国が2001年に採択した「障害者権利条約」の前文にある「全ての人権と基本的自由が普遍的であり、不可分であり、相互に依存し、相互に関連している」との考え方に強く同意するものであり、本市においても、理念的に全市民の共通事項とすべきだと考えます。

また、条約制定過程には、女性、子どもが受けている複合差別についても触れられており、男女共同参画を目指す視点からも、条約の理念に基づいた、市条例の制定を目指す立場です。

さらに、条例制定においては、行政主導であれ、市民主導であれ、制定過程に当事者の参画は当然のこととして、多くの市民への周知、意見を求めることが重要であると考えています。

【設問1-② : 回答 1】

茨木市における「手話言語条例」の制定の必要について

議会においても本会議時にモデル実施を行うなどの取組みをすすめているところであり、聴覚障がいのある方に対する取組みを一層すすめるべきであり、条例検討は必要だと考えます。しかし、検討状況により「障害者差別禁止条例」に包含するのか、障がい特性に合わせた個別条例で制定すべきかについては、条例体系の整理と、実質運用が進す方策を選択すべきと考えます。

2、茨木市役所での障害者雇用について

【設問2 : 回答 : 1】

現在、法定に基づく雇用とスマイルオフィス等の取組みを行っているが、検証の上、「合理的配慮」および雇用人数の拡大についてはさらに充実させるべきと考えている。また、市役所が業務委託等をおこなっている事業者に対しても、総合入札制度などの導入により、一層の障がい者雇用推進に向けた取組みを目指したい。

3、65歳問題について

【設問3 : 回答1】

4、障害のある人の地域生活について

【設問4 : 回答1】

ボランティアに関わっている友人がいるため、現状について概略は知っていますが、対象者への聞き取りや市の現状（対象者及び希望者数、その場合の予算概算）などの政策的分野へは私自身の取組みができていないので、今後、政策的分野までの取組みを行いたいです。

5、医療について

入院時ヘルパー利用の拡充、同行援護を含む、当事者も家族・支援者も安心できる医療体制の充実は急いで解決すべき課題だと認識しています。

しかし、市民病院建設は財政的に、建設時コスト、ランニングコストとも大きなものとなるため、現状においては、建設推進の立場はとりかねます。

現在、医療については大阪府の権限が大きく、三島圏域での計画となっていることから市単独での病院建設や誘致に課題はありますが、現在、本市で尽力頂いている済生会茨木病院や茨木病院等との連携を深め、身体、精神、知的等、幅広い障がい特性の方を見据えた課題解決を行うべきと考えます。

6、市民会館について

昨年の閉館時に、私たち会派は議案で反対の立場をとり、ホール以外部分は利用することを提案してきましたが、叶いませんでした。

市民会館建替え時の代替として、立命館大学のホール活用を想定していましたが、立命館ホールの利用にかかる制約や、コストの問題など課題が大きく、文化団体等からホールを望む声も多数いただいています。

現在、行政において行われている100人会議の結論を見守るとともに、多くの市民に納得いただき、長く親しまれるホール建設を望むとともに、ご指摘の会議室等の市民活動に必要な公共施設については、無駄は排除しつつも、市民活動が活性化するためには必要不可欠であることから、数と質、双方の視点で、定期的に見直しながら行政運営する必要があると考えます。